

基金事業等に係る運営及び管理に関する

基本的事項の公表について

(水産関係地方公共団体交付金等交付要綱第 22 に基づく公表)

1 基金の名称

鹿児島県沿岸漁業改善資金

2 基金の額(令和6年3月31日現在)

造成総額 626,830千円

うち国費相当額 393,423千円

3 基金事業等の概要

(1) 事業内容

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年）に基づき、沿岸漁業従事者等に対し、操船漁ろう等の機器購入、住居等の改善、青年漁業者等の養成確保に必要な資金を県が無利子で貸し付け、沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上を図る。

(2) 資金種類

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則 第 2 条 別表参照

4 申請方法

貸付資格の認定を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に、事業計画書及び知事が別に定める書類並びに認定申請者の住所地を管轄する市町村の長の漁業振興上の意見書を添えて、認定申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して、知事に提出する。（鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第 5 条）

申請書等の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合において知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(沿岸漁業改善資金貸付基準第 4)

貸付回数	申請書等の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第 1 回	5 月 31 日	6 月 30 日
第 2 回	10 月 31 日	11 月 30 日
第 3 回	2 月 10 日	3 月 10 日

5 貸付資格の認定

知事は、貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、沿岸漁業改善資金の貸付けの認定を行うことが適当であると認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定をする。(鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第5条)

6 審査基準

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条別表、沿岸漁業改善資金貸付基準、沿岸漁業改善資金事務取扱要領1貸付基準等 参照

7 審査体制

- (1) 地域振興局農林水産部等は、認定申請書の実質的な審査がそれぞれ地区の運営協議会で行われるので、必要に応じて現地調査を実施し、漁家の実態や計画内容、計画達成の見込み等について審査指導する。
- (2) 地域振興局又は支庁の長は、資金の貸付資格の認否等について協議のうえ、(1)の審査指導の内容を参考にして当該認定申請についての意見を記載し、参考資料等を認定申請書と併せて担当部局へ送付する。
- (3) 担当部局にて、沿岸漁業改善資金貸付審査会（水産振興課長等の県職員及び水産団体役職員等で構成）を開催し、運営協議会の意見等を参考に審査する。
- (4) 審査会にて適当と認められた場合、担当部局にて、沿岸漁業改善資金貸付審査会の意見を参考に貸付資格を認定する。

(鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第5条、沿岸漁業改善資金事務取扱要領2貸付資格の認定基準等の(3)貸付資格の認定審査)